

後期高齢者医療高額療養に該当している人へお知らせの通知を送付します

後期高齢者医療の被保険者で、一ヶ月の医療費が自己負担の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当する方には、お知らせの通知をお送りしますので、通知書が届いた方は申請の手続きをして下さい。一度申請をすれば再度の申請は不要となり、該当の月があれば指定の口座に振り込みます。

※老人保健制度で高額を支給を受けていた方は申請が引き継がれます。

※ 申請窓口:国東市役所 市民健康課 国保係 及び 各総合支所 地域市民健康課 保健衛生係

入院する時

20年度限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を受け付けます

世帯全員が市民税非課税世帯の方は、申請により、入院時の医療費の負担金と食事代の負担が軽くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

現在発行している認定証は7月31日で有効期限がきれますので更新手続きが必要です。

申請に必要なもの:

- ①保険証 ②印鑑 ③過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書(領収書等)

※ 申請窓口:国東市役所 市民健康課 国保係 及び 各総合支所 地域市民健康課 保健衛生係

一定の障がいのある方

後期高齢者医療制度の認定を受けられます

65歳以上の方で、寝たきりなど一定の障がいのある方は申請ができます。後期高齢者医療制度の認定を受けると、1割負担または3割負担(現役並み所得者)で医療が受けられます。

認定を受けられる基準

- ・身体障害者手帳3級以上、及び4級で音声機能または言語機能の障害、下肢機能障害の1号・3号・4号
- ・国民年金の障害基礎年金1級・2級
- ・保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2に該当

※ 申請窓口:国東市役所 市民健康課 国保係 及び 各総合支所 地域市民健康課 保健衛生係

国民健康保険

高齢受給者証の送付について

更新

7月末ごろ対象者全員に送ります

対象者:誕生日が昭和8年8月2日~昭和13年7月1日で、国保に加入している方

現在、高齢受給者証の交付を受けられている方は、毎年8月が切り替えになります。所得に応じて自己負担額割合(1割または3割)が記載された高齢受給者証を郵送します。

問い合わせ

国東市役所 市民健康課 ☎0978-72-5166

国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112

武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1113

安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114